

## 社会福祉法人 安岐の郷 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安岐の郷（以下、「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程における常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする理事長（週32時間以上の勤務）及び施設長等の施設職員の理事をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事長については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 施設長等の施設職員の理事については、報酬を支給しない。
- (3) 非常勤役員等については業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- (4) 理事長に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡した者についてはその遺族に支払うものとする。
- (5) 月額報酬は当月1日から当月末日までの分について、翌月10日（支払日が金融機関の休日の場合はその前日）に支払うものとする。
- (6) 賞与については職員給与規程に準じる。

### (常勤役員等の報酬の基準)

第4条 常勤の理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 月額報酬については、別表1に定める基準に基づき決定する。
- (2) 賞与については、別表2に定める額。
- (3) 退職慰労金については別表3に定める額。
- (4) 通勤手当については、職員給与規程に準じる額。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 4 に定める額。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、安岐の郷旅費規程に基づいて、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- (3) 非常勤役員等の退職慰労金については、別表 5 に定める額。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤の理事長に対する報酬等の支給期間は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬等は通貨をもって本人（死亡により退任した場合の退職慰労金にあたっては、その遺族（以下、同じ））に支払う。ただし、本人から申し出があった時は本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。
- (2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後 1 か月以内に支給する。
- (3) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割り計算とする。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、すべて 1 円に切り上げるものとする。

（慶弔及び見舞金）

第9条 役員等の慶弔について、以下のとおりとする。

- (1) 役員等が、傷病により入院が 1 か月に及んだときは、別表 6 に定める見舞金を支給する。
- (2) 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表 6 に定める災害見舞金を支給する。
- (3) 役員等が死亡したときは、別表 6 の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際し献花及び弔電を供える。
- (4) 役員等の親族等が死亡したときは、別表 6 の定めにより香華料を支給する

ほか、葬儀に際し献花及び弔電を供える。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、令和2年11月20日全部改正、令和2年12月1日より適用する。
2. 平成29年4月1日施行の社会福祉法人安岐の郷役員報酬規程は廃止する。

別表 1 (理事長報酬)

	報 酬 (月額)
理事長 (常勤のみ)	340,000円

別表 2 (理事長賞与)

夏季賞与 (6月)	月額報酬×1か月
冬季賞与 (12月)	月額報酬×1か月

別表 3 (理事長退職慰労金)

算定式	月額報酬×3か月
-----	----------

別表 4 (非常勤役員の報酬)

	日 額 報 酬
理事 (常勤の役員以外)	○会議参加1回につき、5,000円 理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合も同額とする。
評議員	○会議参加1回につき、5,000円 評議員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合も同額とする。
監 事	○会議参加1回につき、5,000円 決算監査並びに税務調査等で全日にあたる場合は1回につき10,000円とする。

※支給は、源泉徴収後の支給額とする。

別表 5 (非常勤役員等の退職慰労金)

在任期間は、年単位とし、端数は切り上げる。

(評議員)

在任期間	慰 労 金
3年未満	30,000円
3年以上	50,000円

※支給は、源泉徴収後の支給額とする。

(理事・監事)

在任期間	慰 労 金
3年未満	30,000円
3年以上	50,000円

※支給は、源泉徴収後の支給額とする。

別表 6 (慶弔及び見舞金)

<弔慰金>

対象者	支給基準額	摘 要
理事長	100,000円	献花・弔電
常務理事	50,000円	献花・弔電
その他役員等	30,000円	献花・弔電
配偶者・子・親	20,000円	献花・弔電
上記以外2親等(祖父母・兄弟姉妹・孫)	10,000円	弔電

<見舞金>

- (傷病見舞金)
1. 私傷病見舞金 10,000円
  2. 業務上の傷病による見舞金 30,000円

(災害見舞金) 被害の程度により  
10,000円以上50,000円以内